

東商品支発第14号
平成24年5月16日

東京商工会議所中小企業委員会
委員長 石井卓爾様

東京商工会議所品川支部
会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会
委員長 武田健三

品川支部 平成25年度中小企業施策に関する要望

昨年発生した東日本大震災、さらに欧州の信用不安、昨年秋からの超円高傾向、過熱するグローバル競争等、デフレの続く日本経済を取り巻く環境は更に厳しくなっており、不安感や閉塞感が漂っております。多くの中小企業は非常に苦しい経営を強いられております。東日本大震災から真の復興を果たし、日本経済を再成長させるためには、首都圏や東北地方をはじめ全国に「ヒト・モノ・カネ」を行きわたらせることが大前提で、こうした視点での政策の拡充が求められます。

また、平成23年度末の政府と地方公共団体を合わせた負債は1千兆円を超え、さらに、東日本大震災からの復興には約20兆円かかるとの試算もあり、財政再建は喫緊の課題ではありますが、現状では遅々として進んでいない状況といわざるを得ません。

日本の経済成長のためには、内需・外需を問わず「需要拡大」の政策目標が必要不可欠です。地域経済における中小企業の重要性に鑑みて、新興国の活力を地域経済にも取り込むため、海外観光客の誘致、海外の成長市場への進出の道筋など、中小企業の成長を後押しする政策が必要であります。さらに、厳しいグローバル競争に打ち勝つためには、政府の規制や関与を最小限に止め、自由競争を活発にさせるとともに、生産性向上に努力している中小企業を後押しするような政策が求められております。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取り纏めました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

【中小企業政策に関する重点要望項目】

1. 国を支える中小企業の要望を国政に反映させる仕組みの確立 ～「一票の格差」の早期是正を～

中小企業の生産額は日本のGDPの60%・雇用者の70%である一方、農業関係はGDPの1%・就業者の4%に過ぎませんが、農業関係予算額は中小企業対策予算の10倍以上です。これは予算額の大小の問題というより、日本を支える中小企業への政府の無関心さを反映しているといわざるを得ません。

その一因として、選挙制度における一票の格差の問題があります。そもそも、現状では立法府自身が憲法違反状態を作り出していること自体が異常であり、早急な改善が必要です。

日本経済を成長させるためにも、技術革新や、雇用創出等の経営改善に取り組む中小企業への直接、間接的な支援が有効であることは明白であります。中小企業の声をより強く国政に反映する仕組みの検討を強く希望します。

- ① 「一票の格差」の早期是正（中小企業経営者・雇用者の意見を国政に更に強力に反映させること）
- ② 商工会議所の政府・行政・政党の政策検討会議体への参画機会の拡大（政策決定プロセスへの関与拡大）

2. 増税より先に徹底した行財政改革

～今こそ肥大化した日本国株式会社の管理部門のスリム化を～

日本の債務残高は対GDP比で200%を超え、財政再建の推進が喫緊の課題であります。公的部門の過度の肥大化が、国としての生産性を下げ、税や社会保障の負担を増す結果、成長を担う企業の活動を狭めることにつながります。これは、会社経営に置き換えて言えば、債務超過でありながら、経理や総務等の管理部門が過度に肥大化し、営業や生産部門などの稼ぐ部門を経費を通して圧迫する構図になっています。不幸なことに、今の日本ではそれを改善しようという政策に優先度が見受けられません。つきましては、徹底した行財政改革による大胆な予算の組み替えによる増税路線の修正、社会保障関連経費の抑制を強く要望いたします。

- ① 特別会計・特定財源の見直しによる財源抛出
- ② 国会議員・都区議会議員・地方公務員の削減による歳出削減
- ③ 独立行政法人の整理統合による歳出削減
- ④ 社会保障関連経費の企業負担の抑制

3. 中小企業の生産性向上を目指した雇用・労働政策の拡充

～自主的モラルによる自由な企業活動の維持を～

昨年、最低賃金が全国加重平均で737円と一昨年比で7円上昇しました。さらに、有期労働契約に関しては規制強化（更新回数・年数の上限設定など）の方向に向かっております。さらに、高年齢者の継続雇用については、希望者全員を雇用する方針になっております。こうした一連の動きは、ただでさえ厳しい経営を強いられている中小企業を更に苦しめるものであります。

本来、労働契約は事業主と労働者の双方が納得して契約するものであり、法律による一律の規制とは相容れないものであります。また、日本よりも柔軟な労働法制を採用している欧米やアジア諸国を相手にグローバル競争を生き残るには、円滑な労働力の移動が必要不可欠であります。中小企業は全雇用者の7割を雇用し、自主的なモラルに基づき、雇用の下支えをしている貴重な存在であるという前提に立ち、雇用・労働政策を検討するにあたり、経済を成長させる観点から、以下のとおり要望いたします。

- ① 「雇用の判断は原則自由」という原則に基づく雇用・労働政策（普通解雇・整理解雇の要件の緩和、有期労働契約規制の緩和など）の実行
- ② 高年齢者継続雇用の要件緩和（現行どおり企業側に選択権を与えること）
- ③ 最低賃金の引き上げの凍結
- ④ パート労働者の厚生年金の適用拡大（週30時間から20時間に拡大）は絶対反対

4. 電力政策・エネルギー政策の見直し、コストダウン

～安易な値上げを阻止する構造への転換を～

原子力発電所の稼働率低下により、電力の安定供給に大きな懸念が発生しています。さらに、それに伴う今春の電力料金の値上げは、コスト上昇による中小企業経営への影響が懸念されております。以下の措置を要望いたします。

- ① 地域独占の電力会社の安易な値上げを許さない。
- ② PPS（特定規模電気事業者）の供給電力範囲の拡大や、事業者参入促進による電力分野における自由競争の促進
- ③ 企業の節電対策の設備購入に対する税制優遇措置
・自家発電機、無停電電源装置、デマンド制御装置
- ④ 非常用発電装置の常用運転（ピークカット等）の規制緩和
- ⑤ 節電に対応した金融支援（低金利融資の拡充、無利子融資の創設）
- ⑥ 太陽光発電等の自然エネルギー普及の支援（税制優遇等の措置の拡充）

5. TPPへの慎重な対応、FTA、EPAの締結促進。

～優秀な日本企業が存続できるよう交渉に臨むべき～

昨年に、ようやくTPPへの交渉参加の表明がなされ、現在は参加に向けて交渉が進められております。自由貿易の拡大による市場の確保無くして、人口減少が著しい日本経済の維持発展はありえません。一方、農業、金融や保険、医療等の分野では多くの課題があり、また、アメリカなど他の加盟国・加盟交渉国の要望を受け入れることにより、優秀な技術やサービスを持つ日本の産業が事業活動を存続できるのか不安を払拭できません。また、国益を考えるうえでも、日本の主権を損ねかねないISD条項や、後戻りを禁止するラatchet規定、など懸念事項も想定されます。

今後のTPP加盟国との交渉にあたっては、優秀な日本企業や中小企業が存続できる内容になるよう、以下の点に留意して強い態度で交渉に当たるよう要望いたします。

- ① TPP交渉に先んじて多くの国や地域と個別のFTA、EPA交渉締結を促進すること
- ② 無条件で全品目を自由化交渉の対象とすることには現段階では反対
- ③ TPPに参加することのメリットだけでなく、将来のビジョンも政府は明確に説明すること
- ④ 後述の契約法(民法)等、企業関連法令の国際水準に合わせた改正を急ぐこと

6. 中小企業の海外進出への支援

～中小企業を後押しできる情報提供を～

経済成長を続けるアジアの需要を取り込むためにも、直接投資、輸出に限らず中小企業の海外進出がクローズアップされております。

海外進出をする上での課題として、中小企業は「品質管理」や「コスト管理」、「販路の確保・拡大、マーケティング」などの情報が不足しがちで、さらに国や地域によって商慣習が異なるため、さらに細やかな情報が必要となりますが、中小企業は、主に同業他社などからの情報に頼らざるを得ず、情報取得の機会が限られております。

つきましては、中小企業の海外進出につきまして、理念だけでなく、より具体的かつ効果的な対策を講じるように要望いたします。

- ① 海外開催の展示会等の出店に対応した助成の拡充、手続きの簡素化
- ② 国際展開支援アドバイザーの活用促進
- ③ 海外特許、工業規格、安全基準の取得・維持費用の支援拡充
- ④ 海外進出のビジネスモデルの事例調査と開示（進出の判断支援）

7. 首都圏における震災対策の見直し、強化

～地域の事業者の事業継続のため、徹底した震災対策を～

今回の東日本大震災では、帰宅困難者の続出、携帯電話の不通、公共交通のダイヤの乱れ、首都圏における建物の損壊など様々な問題が浮き彫りになりました。企業の早期復旧、事業継続は地域社会にとっても大変有益であります。従って、今後予想される首都直下型大地震などの災害への備えを十分にするためにも、下記のとおり要望いたします。

- ① 耐震診断の実施、耐震診断実施事業所への助成、耐震補強への支援拡充
 - ・耐震診断や耐震補強を行った事業所への助成制度、融資制度の拡充
 - ・耐震診断のルールの強化（重要事項説明への義務化等）
- ② 地方自治体における防災対策の強化
 - ・主要幹線等沿線部不燃化事業の早期達成
 - ・42条2項道路の早急な見直し（幅員4m以上に拡幅する行政措置等）
- ③ 企業情報システムのBCP対策への支援
 - ・データセンター利用、クラウド活用、DR（災害復旧）システム利用等、BCPで重要な企業データの保全に関する税制優遇などの支援策

8. 経済活動の契約法（民法）の早期見直し

～グローバル化経済に対応した契約法の導入を～

現在諸外国では、グローバル経済に対応するため、経済活動における契約のルールの見直しが進んでおり（ドイツ、フランス、中国、韓国等）、日本でも法制審議会の部会で民法の全面改正に向けて審議を行っております。グローバル経済に対応し、円滑な経済活動を後押しする内容とするよう要望いたします。また、今後の検討にあたっては、特に以下の点に留意願います。

- ① 契約交渉における不当破棄での契約ルール、解釈ルールの明確化
- ② 法定利率（現行5%）の引き下げ
- ② 連帯保証人制度における保証人保護（第三者連帯保証の恒久的な要求禁止）

【継続要望項目】

1. 中小企業が公正・活発に競争できる法規・制度等の整備

中小企業が大手顧客企業の要求どおりにコンプライアンス強化に対応するには多大な費用負担が必要で、経営を圧迫している事例がある一方、下請企業に対する不公平な取引などが是正されていない事例も報告されております。中小企業が公正な取引をできる環境づくりが不可欠であり、法規・制度等のインフ

ラ整備について以下の点を要望いたします。

- ① 中小企業の実態に合わせた会計基準の適用
- ② 企業活力を損なうようなコンプライアンス関連制度の見直し、緩和
- ③ 「下請適正取引推進センター」の実効性の確保

2. 若年者に対する職業教育の拡充

日本の製造現場においては技術・技能の継承は、日本の産業の担い手である中小企業等の人材育成の観点からも喫緊の課題であります。若年者の確保に苦慮している中小企業は少なくありません。また、震災復興における建設現場での人材のミスマッチによる人出不足なども課題です。製造業はもとより、建設業、商業、卸売業、情報サービス業においても、より実践的な技術・技能を身につけた人材の早期育成が必要です。そのためには、小学生、中学生のうちから職業体験を行うなど、早いうちから健全な職業観を育成することが重要です。ついては、中小企業における人材確保・育成、若年者の職業教育の拡充のため、以下について要望いたします。

- ① 工業高校や高等専門学校における実務に近い教育カリキュラム、健全な職業観を醸成する体制の構築
- ② 日本版デュアルシステムにおける訓練生受入企業に対する負担軽減措置
- ③ 若年就労者に対する技能検定取得への補助制度の創設
- ④ 小中学生の職業観を育むインターンシップや職場体験の促進を図るため、その受け入れとなる中小企業を対象とした助成制度の創設

3. 事業承継の円滑化

廃業率の高止まりの背景には、中小企業経営者の高齢化と事業承継に係る適切な支援体制の不足があります。

また、大きな課題である後継者不足については、自社内人材の育成に係る支援を拡充していくとともに、平成19年度に創設された事業承継資金融資制度の円滑な実行や、事業承継協議会による普及・啓発、実務家間の支援ネットワークの構築・機能充実など、総合的な支援体制の構築を要望いたします。

- ① 事業承継税制の適用要件の大幅緩和（従業員雇用継続要件の緩和等）
- ② 事業承継マッチングDBを活用した事業承継マッチングの確実な実行

4. 中小企業金融の強化

融資を受ける際に要求される経営者の個人保証や第三者の連帯保証人は、経営者や連帯保証人の再起の可能性を著しく阻害する恐れがあり、第三者の連帯保証は性質上相保証のような弊害も生まれますので、早急に是正が求められます。

また、中小企業金融の大幅な強化を図るため、以下について要望します。

- ① 金融機関からの借入に際し、第三者連帯保証の恒久的な要求禁止
- ② 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）について、日本政策金融公庫の普通融資と別枠の与信限度として取り扱う等、運用の柔軟化
- ③ 信用保証協会の予約保証制度の普及促進

5. 中小企業のための再生支援スキームの適切な運用

法的再生や中小企業再生支援協議会を通じて企業再生を図る中小企業経営者については、再建途上における支援策の拡充が必要であります。その一方で、民事再生を受けた企業が低価格商品を販売することで既存企業のマーケットを奪う事態も起きており、節度ある再生支援スキームの構築が求められます。こうした前提に立ち、以下のとおり要望いたします。

- ① 民事再生法の制度乱用の防止を目的とした審査の厳格化
- ② 中小企業再生支援協議会を活用した事業再生を導入した企業に対する政府系金融機関、信用保証協会の債権の取り扱いの柔軟化
- ③ 小規模個人再生手続の適用範囲の拡大
- ④ 事業再建者に対する定期使用住宅の一定期間の提供

6. 海外観光客誘致の推進

ビジットジャパンキャンペーンの推進で取り組んでいるとおり、経済成長が著しいアジア諸国、特に中国人の観光客増加は、サービス・小売業などの中小企業者や、地盤沈下が著しい商店街の活性化に寄与するものと考えられます。また、中国で日本人と同等の購買傾向を示す世帯年収350万人以上の層は、既に日本人の人口を超えていると想定されています。中国の高所得層をターゲットとした観光客誘致のプロジェクトを進める必要があります。

つきましては、こうした前提に立ち、海外観光客の誘致につきまして、特に以下の対策を講じるように要望いたします。

- ① 海外観光客向けの広報・PR強化
- ② 複数言語の標識、語学力を補助するコミュニケーションボードの設置
- ③ 海外観光客向け相談体制の強化

以上